

新型コロナウイルス感染症対策のための建設業関係事務手続きの見直しについて

○当面の間、実施する（終了する場合は、建設業・契約管理課ホームページで周知）

○申請等窓口、書類の提出部数、および手数料は変更なし

No	事務手続内容	申請等窓口	手続方法	証紙添付の有無	留意事項	
1	建設業許可	①許可申請 (新規、業種追加等)	県庁 (建設業・契約管理課)	来所 (別紙指定日のみ)	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は1社あたり1人までとする 消毒、マスク着用等の感染対策を十分に行うこと
		②更新申請	土木事務所	①	○	
		③変更、廃業の届出	土木事務所	①		
		④許可証明（確認）書の発行申請	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	○	
2	経営事項審査	審査	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送 (来庁対応は、別紙指定日のみ)	○	<ul style="list-style-type: none"> 【郵送の場合】 ・一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること ・従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること ・切手を貼付した返信用封筒を同封すること 【来庁の場合】 ・申請者は1社あたり1人までとする ・消毒、マスク着用等の感染対策を十分に行うこと
3	解体工事業の登録、変更届	県内本店の業者	土木事務所	①	△※ ¹	
		県外本店の業者	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	△※ ¹	【新規・更新の場合】 ・一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること ・従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること
4	浄化槽工事業の登録・特例浄化槽工事業の届出	県内本店の業者	土木事務所	①	△※ ²	
		県外本店の業者	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	△※ ²	【新規・更新の場合】 ・一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること ・従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること
5	住宅瑕疵担保履行法にかかる届出	資力確保措置状況の届出	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送		【郵送の場合】 ・返信を希望する際は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること
6	建設工事受注動態統計調査	調査票の提出	県庁 (建設業・契約管理課)	郵送		特に変更はありません
7	閲覧関係		県庁 (建設業・契約管理課分室)	閉鎖		当面の間は閉鎖する (再開する場合は、建設業・契約管理課ホームページで周知)
8	各種相談	建設業許可、経営事項審査、紛争等に関する相談	県庁 (建設業・契約管理課)	電話		

①手続方法については、各土木事務所へお問い合わせください。

②△※¹は、解体工事業の新規登録、更新登録の場合のみ

③△※²は、浄化槽工事業の新規登録、更新登録の場合のみ